

社会教育委員の手引

〔基礎編〕



平成30年3月

鳥取県社会教育委員連絡協議会
鳥取県教育委員会

目次

はじめに	1 p
1. 社会教育とは	2～3 p
2. 社会教育委員とは	4～6 p
3. 社会教育委員の心得	7 p
4. 鳥取県内の社会教育委員に関わる組織	7 p
おわりに	8 p

《参考資料・参考文献等》

- 改訂版 社会教育委員のためのQ&A -関係法規から読み解く-
(平成27年11月 一般社団法人全国社会教育委員連合)
- わたしたちのまちの社会教育委員さん! ~官民協働の先駆けとしての社会教育委員を目指して~
(文部科学省、一般社団法人全国社会教育委員連合)
- 社会教育委員ハンドブック みわ~く
(平成23年3月 香川県教育委員会、香川県社会教育委員の会)
- 社会教育委員の手引 ~行動する社会教育委員を目指して~
(平成24年8月 新潟県社会教育委員の会議)
- 改訂 社会教育法解説
(平成20年8月 一般財団法人全国社会教育委員連合)

はじめに

日頃より、本県、そしてそれぞれの地域において社会教育振興のため熱心に御活動いただき感謝申し上げます。

県では、近年、社会教育委員をテーマにした研修会を開催しており、その研修会の中で、やる気・熱意はあるけれども、「社会教育委員としてどう行動してよいか分からない」「活動のよりどころとなる手引を作成してほしい」といったお声を聴きました。

一方で、平成27年12月中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域・協働の在り方と今後の推進方策について」では、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘され、学校・家庭・地域との連携・協働がより一層求められています。

そこで、社会教育委員の役割や心構え等基本的なことをまとめた「社会教育委員の手引（基礎編）」を作成しました。地域社会の活性化や諸課題の解決に向けて活動される社会教育委員、各教育委員会事務局担当者にとって、社会教育振興の参考となれば幸いです。



さあ、今こそ社会教育委員の力が必要な時です。社会教育委員の「熱意を行動に」を合言葉に一緒にがんばりましょう！



1. 社会教育とは

生涯学習

教育による学習

=「教える者」と「学ぶ者」がいて成立

社会教育における学習

学習者の関心に応じた広く社会における学習（教育）

- ・国・自治体・公民館等が行う講座
- ・大学・短大等の学校が行う公開講座
- ・民間教育事業者の行う通信教育・カルチャースクール
- ・個人経営のピアノ教室
- ・企業内教育
- ・職業訓練施設における教育 等

学校教育における学習

学校の教育課程として行われる学習

- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学
- ・社会人の大学院入学

家庭教育における学習

保護者への支援

- ・PTA研修会
- ・子育て講座 等

個々の家庭で行われる保護者等から子への教育

自己学習 (個人学習)

=学ぶ者のみで成立

読書活動、スポーツ活動、文化活動、奉仕活動、趣味 等



社会教育を含め、すべての教育活動は、教育基本法第1条の人格の完成を目的として行われる。

【教育基本法】第1条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

Q. 社会教育と生涯学習はどう違うのですか？

A.

「社会教育」とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除いた教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」を指し、人びとの自発性や学習欲求を尊重しながら展開されるものです。

また、社会教育は、多様な主体により、様々な場や機会で行われていますが、学習の拠点となる代表的な社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、青少年社会教育施設などがあります。

これに対して、「生涯学習」は、学習者の視点から捉えると、社会教育・学校教育・家庭教育における学習、自己学習も含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。



【教育基本法】第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【教育基本法】第12条（社会教育）

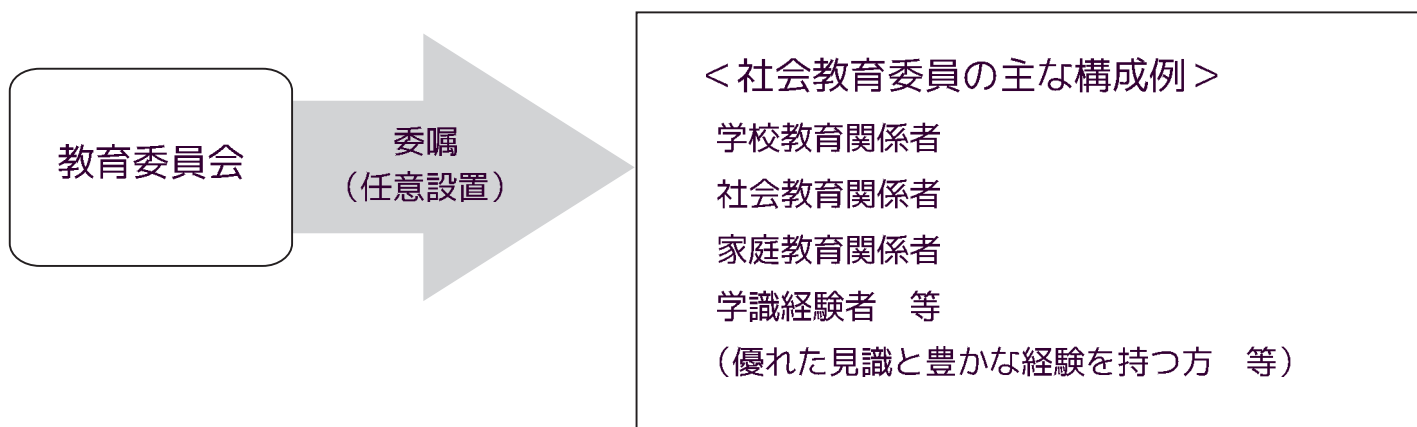
個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国や地方公共団体によって奨励されなければならない。

【社会教育法】第2条（社会教育の定義）

「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

2. 社会教育委員とは

- ① 自分のまちの社会教育の実情を知り、地域住民と行政との間に立って、住民の声を行政に反映するという大切な立場です。
- ② 一人ひとりが独立した立場で、研究調査したり教育委員会で意見を述べたりすることができます。(独任制)
- ③ 社会教育委員の会議としての職務。(〇〇社会教育委員の会議等)



社会教育委員の設置は任意ですが、鳥取県内では県及び19市町村全てに設置されています。

また、社会教育委員は非常勤の地方公務員で、報酬が支払われます。

【社会教育法】第15条（社会教育委員の設置）

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員の職務

- (1) 社会教育に関する諸計画の企画立案
- (2) 教育委員会への答申・意見を述べること
- (3) 必要な研究調査
- (4) 青少年教育に関する助言指導（市町村）

※特に(1)～(3)は、社会教育委員の会議においても扱われます。



(1) 社会教育に関する諸計画の企画立案

社会教育に関する年間事業計画や社会教育計画に住民の意向や地域の課題を反映させるために、積極的に関わっていくことが期待されます。

(2) 教育委員会への答申・意見を述べること

教育委員会で扱われる教育事案のうち、社会教育事業として協議が必要であると判断するものについては、社会教育委員の会議に対して教育委員会が諮問を行います。それに対して、社会教育委員の会議が開かれ、委員の意見を集約する形でまとめ、「答申」という形で意見を述べます。

また、答申とは別に、教育委員会の会議に出席して社会教育に関する意見を述べることもできます。



(例)

- ・ 町における図書館機能の在り方
- ・ 公民館活動の在り方
- ・ 社会教育施設の現状と課題
- ・ 家庭や地域の教育力の向上と学校との連携 等



(3) 必要な研究調査

(1)、(2)の職務を行うために研究調査を行うことができます。例えば、市町村における社会教育施設（公民館、郷土資料館など）の利用促進を図るために意見を述べるには、以下のような研究調査が考えられます。

- ① 社会教育施設を視察する。
- ② 施設の現状について説明を聞く。(利用者数、利用料収入、主催事業の状況、利用者の声等)
- ③ 望ましい社会教育施設の在り方について職員等の意見を聞く。
- ④ 社会教育施設についての住民の利用実態調査や意識調査を行う。

こうした研究調査によって得られたデータを基に、課題を洗い出し、その解決方法を探り、意見としてまとめていくことで、より実態を踏まえた提案につながります。



(4) 青少年教育に関する助言指導（市町村）

具体的には、青少年活動のグループの育成、青少年への指導法の研修、青少年の体験活動指導等が挙げられます。



【社会教育法】第17条（社会教育委員の職務）

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

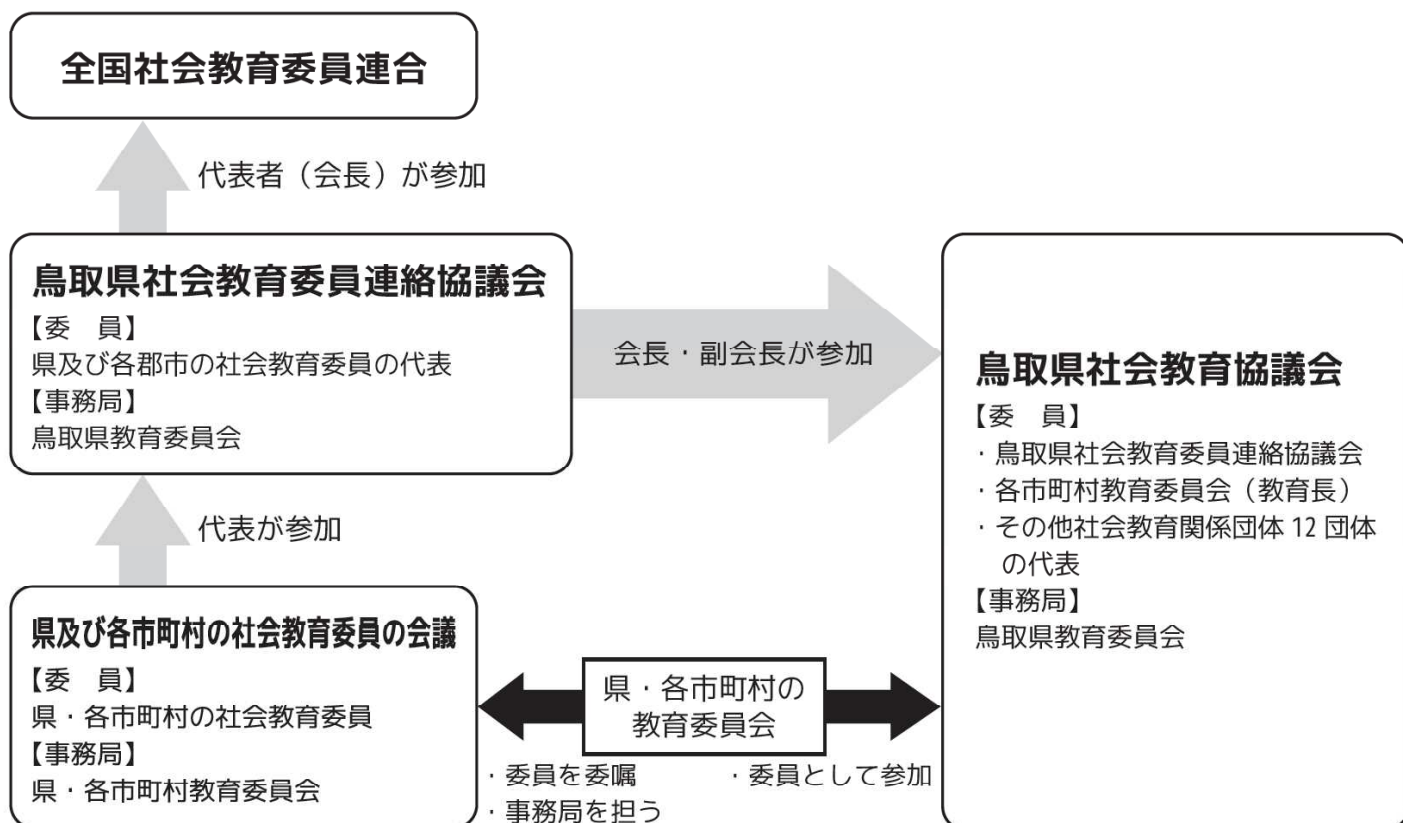
- 1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

3. 社会教育委員の心得

- 其の一** 地域の実情に詳しくなりましょう。
- 其の二** 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。
- 其の三** 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加してみましょう。
- 其の四** 研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。
- 其の五** 社会教育委員同士で、情報交換をしましょう。
- 其の六** 他の委員と協力して、地域の課題と向き合いましょう。
- 其の七** 教育委員会の担当者と意思の疎通を図りましょう。

※出典 社会教育委員の手引 ～行動する社会教育委員を目指して～（平成 24 年 8 月 新潟県社会教育委員の会議）

4. 鳥取県内の社会教育委員に関わる組織



おわりに

今回は法令上の位置付けなど基本的なことをまとめました。今後は、地域で活躍されている社会教育委員の活動紹介等、皆様に役立つ最新情報を提供していきたいと思います。



社会教育委員の会議（南部町）



社会教育委員の研修会（米子市）



全県、市町村社会教育担当者研修会
（社会教育委員と市町村担当者による研修会）



社会教育委員による視察（山岳美術館 伯耆町）

トピック

H29.10.26（木）～10.27（金）、米子市で第40回中国・四国地区社会教育研究大会鳥取大会が開催されました。二日間で県内外からのべ1,117名の参加者が集い、互いの研究と実践に対する情報を共有し、これからの社会教育の推進に向けた取組について協議をしました。準備から当日まで県内の多くの社会教育委員の力を結集した大会でした。



「中国・四国地区社会教育研究大会鳥取大会」において、参加者を梨で「おもてなし」

< 問合せ先 >

鳥取県教育委員会事務局社会教育課

電話 0857-26-7520 ファクシミリ 0857-26-8175

E-mail shakaikyouiku@pref.tottori.lg.jp